

地 域 防 災 計 画

資 料 編

平成 2 1 年 1 0 月
令和 3 年 4 月改訂

剣 淵 町 防 災 会 議

目 次

(章番号は本編【基本編】に該当)

関係機関等の連絡先	1
1. 剣淵町	1
2. 北海道	1
3. 自衛隊	1
4. 指定地方行政機関	2
5. 指定公共機関	2
6. 指定地方公共機関	2
7. その他の公共的団体	3
8. 近隣市町	3
条例及び協定等一覧	4
条例	4
協定	4
災害義援金関連	4
図表等	5
第4章一別表1 水防区域	5
第4章一別表2 地すべり・がけ崩れ等危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)	6
第4章一別表3 土石流危険区域	7
第4章一別表4 危険物取扱所及び貯蔵所	8
第4章一別表5 重要水防施設(樋門、樋管)	9
第4章一別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧	12
第4章一別表7 消防組織	12
第4章一別表8 消防施設整備状況	13
第4章一別図1 災害危険図	14
第5章一別表1 被害状況の判定基準	15
第5章一別表2 指定緊急避難場所及び指定避難所	20
第5章一別表3 ヘリコプター発着可能地	21
第5章一別表4 車両確保の現況	21
第5章一別表5 AED(自動体外式除動機)の設置箇所	22
第9章一別表1 災害応急金融計画	23
様式	37
第3章一様式1 気象通報受理簿	37
第5章一様式1 災害情報	38
第5章一様式2 被害状況報告(速報 中間 最終)	41
第5章一様式3 公用令書等(別表 第1号様式~第6号様式)	43
第5章一様式4 避難所受入台帳(避難所)	46
第5章一様式5 避難所設置及び受入状況(剣淵町)	46
第5章一様式6 規制の標識等	47
第5章一様式7 緊急通行車両確認証明書	48
第5章一様式8 世帯構成員別被害状況	48
第5章一様式9 物資購入(配分)計画表	49
第5章一様式10 物資受払簿	49
第5章一様式11 物資給与及び受領簿	50
第5章一様式12 物資の給与状況	50
第5章一様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	51
第5章一様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票	52
第5章一様式15 自衛隊の災害派遣要請	53
第5章一様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	54

関係機関等の連絡先

1. 剣淵町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
剣淵町役場	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121
剣淵町健康福祉総合センター	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3955
士別地方消防事務組合消防署剣淵支署 剣淵町消防団	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2132
国民健康保険剣淵町立診療所	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-2030
剣淵町農業振興センター	剣淵町仲町 3 番 8 号	0165-34-3311
剣淵町教育委員会	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121
剣淵町絵本の館	剣淵町緑町 15 番 3 号	0165-34-2624
剣淵町保育所	剣淵町西町 4 番 1 号	0165-34-2644
剣淵小学校	剣淵町西町 23 番 1 号	0165-34-2116
剣淵中学校	剣淵町西町 20 番 1 号	0165-34-2211
北海道剣淵高等学校	剣淵町仲町 22 番 1 号	0165-34-2549
剣淵温泉「レークサイド桜岡」	剣淵町東町 5141 番地	0165-34-3100

2. 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道総務部危機対策局	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5230
上川支庁地域振興部地域政策課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	0166-46-5918
旭川土木現業所士別出張所	士別市西 4 条北 1 丁目	01652-3-2191
上川保健福祉事務所名寄地域保健部	名寄市東 5 条南 3 丁目 63 番地 38	01654-3-3121
上川農業改良普及センター士別支所	士別市東 9 条 6 丁目	0165-23-1181
上川北部森林室	美深町字東 2 条南 4 丁目	01656-2-1726
北海道警察旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-35-0110
北海道旭川方面士別警察署	士別市東 5 条 5 丁目 1	0165-23-0110
旭川方面士別警察署剣淵駐在所	剣淵町仲町 7 番 11 号	0165-34-2131

3. 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 2 師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

4. 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	
北海道農政事務所旭川地域拠点	士別市東4条2丁目7-2	0165-22-3143	
北海道開発局 旭川開発建設部	防災対策官	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-32-4153
	士別道路事務所	士別市大通西15丁目3142番地31号	0165-23-3146
	名寄河川事務所	名寄市西6条南9丁目	01654-3-3177
上川北部森林管理署	下川町緑町21番地4	01655-4-2551	
旭川地方气象台	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-32-6368	

5. 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社剣淵郵便局	剣淵町仲町8番4号	0165-34-2033
東日本電信電話株式会社旭川支店	旭川市10条10丁目	0166-20-5410
北海道旅客鉄道株式会社（士別駅）	士別市西3条8丁目	0165-23-2736
北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネットワークセンター	名寄市西3条南4丁目14番地	01654-3-2131
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-231-7126
日本放送協会旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000

6. 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局	旭川市宮下1条通8丁目542-4	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局	旭川市東旭川北2条6丁目1番2号	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社	旭川市4条通10丁目	0166-26-2010
旭川ガスサービス株式会社	旭川市4条通16丁目左6号	0166-23-9701
上川北部医師会	名寄市西5条北2丁目	01654-2-5311
旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361

7. その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北ひびき農業協同組合剣淵基幹支所	剣淵町仲町 36 番 5 号	0165-34-2011
北海道中央農業共済組合上川北支所 士別家畜診療所	士別市東山町 3343-2	0165-23-4161
てしおがわ土地改良区	士別市東 4 条 3 丁目 1 番 4	0165-29-7177
士別地区森林組合	士別市東丘 1 丁目 3 番 12 号	0165-23-5128
剣淵商工会	剣淵町緑町 7 番 1 号	0165-34-2648
社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3922

8. 近隣市町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
士別市役所	士別市東 6 条 4 丁目 1 番地	0165-23-3121
和寒町役場	和寒町西町 120 番地	0165-32-2421

条例及び協定等一覧

条例

条例	制定	改正
剣淵町防災会議条例	昭和 37 年 12 月 4 日	平成 25 年 3 月 8 日
剣淵町災害対策本部条例	昭和 37 年 12 月 4 日	平成 25 年 3 月 8 日

協定

協定	相手方	締結
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、及び北海道市長会、北海道町村会	平成 20 年 6 月 10 日
北海道広域消防相互応援協定	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	平成 3 年 4 月 1 日
北海道消防防災ヘリコプター応援協定		
剣淵町とグループホーム葉との災害時における救援支援に関する協定	特定非営利活動法人鷹の巣	平成 23 年 9 月 1 日
災害発生時における剣淵町と剣淵町内郵便局及び名寄郵便局の協力に関する協定	剣淵町内郵便局（剣淵郵便局、西原郵便局）、名寄郵便局	平成 26 年 3 月 18 日
災害等の発生時における剣淵町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	平成 22 年 7 月 22 日
災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	平成 27 年 10 月 30 日
災害時における剣淵町と剣淵町建設業協会の協力体制に関する協定書	剣淵町建設業協会	平成 23 年 4 月 1 日
災害時における燃料供給等に関する協定書	上川北部石油業協同組合剣淵支部	平成 27 年 10 月 8 日
災害時における燃料供給等に関する協定書	北ひびき農業協同組合	平成 27 年 10 月 8 日
災害時における剣淵町所管施設等の災害応急対策業務に関する協定	佐藤建設管理株式会社	平成 23 年 4 月 20 日
緊急時飲料提供ベンダー設置契約書	サントリーフーズ株式会社 北海道支社	平成 21 年 5 月 26 日
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成 21 年 6 月 25 日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社共成レンテム 士別営業所	平成 29 年 8 月 22 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年 8 月 1 日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	令和 2 年 8 月 19 日

災害義援金関連

会則等
北海道災害義援金募集委員会会則
災害義援金募集事業要綱骨子
北海道災害義援金配分委員会会則
災害義援金配分事業要綱骨子

図表等

第4章一別表1 水防区域

(平成20年11月現在)

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

番号		危険区域							予想される被害				整備計画	
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	1	剣淵町	元町・東町	天塩川	1級 剣淵川	音無川合 流点から 0.05	両岸 5,000	内水氾濫	11			田 70ha 畑 110ha	道 建設部	H10 改修完了
1	2	剣淵町	屯田町 南桜町	天塩川	1級 パンケペ オッペ川	剣淵川合 流点から 0.6	両岸 1,000	内水氾濫	5			田 10ha 畑 20ha	道 建設部	H16 策定済
1	3	剣淵町	西原町	天塩川	1級 犬牛別川	イパノマ ップ川合 流地点か ら1.4	両岸 2,800	内水氾濫	5			田 25ha 畑 35ha	道 建設部	H16 策定済
1	4	剣淵町	東町	天塩川	1級 6線川	剣淵川合 流点から 0.5	右岸 5,000	内水氾濫	5			田 33ha 畑 15ha	道 建設部	H20 年着手
1	5	剣淵町	西岡町	天塩川	1級 パンケペ オッペ川	剣淵川合 流点から 0.5	両岸 3,000	内水氾濫	1			田 10ha 畑 24ha	道 建設部	H16 年着手
1	6	剣淵町	東町	天塩川	普通 刈分川	剣淵川合 流点から 0.6	両岸 2,400	溢水	1			田 6ha 畑 18ha	剣淵町	検討中
1	7	剣淵町	南桜町 西岡町	天塩川	1級 小沢川	3線川合 流点から 0.6	両岸 2,000	内水氾濫	1			田 2ha 畑 18ha	道 建設部	西岡ダム 工事中
1	8	剣淵町	旭町	天塩川	1級 音無川	剣淵川合 流点から 1.0	両岸 1,400	内水氾濫	8			田 15ha 畑 27ha	道 建設部	計画なし

第4章—別表2 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

（平成20年11月現在）

番 号		危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整 備 計 画		
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概 要
														全部	一部		
2	1	剣淵町	西原町1	西原町	1			道道温根別剣淵停車場線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	2	剣淵町	西原町2	西原町	1			道道温根別剣淵停車場線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	3	剣淵町	西原町3	西原町	1			道道温根別剣淵停車場線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	4	剣淵町	西原町4	西原町	2			町道北栄線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	5	剣淵町	西原町5	西原町	2			町道岩野満布1号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	6	剣淵町	静川穀類乾燥調整施設	藤本町	2	4	1	国道40号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	7	剣淵町	伊藤の沢	東町	1	5		国道40号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	8	剣淵町	佐藤の沢	東町	1			町道智取満布2線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	9	剣淵町	東町1	東町	2	5		国道40号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	10	剣淵町	東町2	東町	2			道道上士別ビバカルウシ線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	11	剣淵町	南桜町1	南桜町	3			町道犬牛別線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

第4章—別表3 土石流危険区域

(平成20年11月現在)

番号		危険区域の現況							予想される被害				整備計画			
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
								溪流長(km)	面積(ha)							
3	1	剣淵町	藤本町	天塩川	剣淵川	鏡の沢		1.2	4		8		国道40号		道水産 林務部	検討中
3	2	剣淵町	藤本町	天塩川	剣淵川	神社の沢		1.2	5		10		国道40号		道水産 林務部	H4~H6 治山 工事完了
3	3	剣淵町	藤本町	天塩川	剣淵川	旧13区の沢		1.0	4		10		国道40号		道水産 林務部	検討中
3	4	剣淵町	東町	天塩川	剣淵川	旧12区の沢		1.2	4		15		国道40号		道水産 林務部	検討中
3	5	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川 A		0.4	1		14		道道上土別 ビバカウソ線		道水産 林務部	検討中
3	6	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川 B		0.6	1		10		道道上土別 ビバカウソ線		道水産 林務部	検討中
3	7	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川 C		0.6	1		6		道道上土別 ビバカウソ線		道水産 林務部	検討中
3	8	剣淵町	西原町	天塩川	ハンケハ オッハ川	ワネハツ沢 A		0.4	1		6		町道		道水産 林務部	検討中
3	9	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 B		0.6	1		5		町道		道水産 林務部	検討中
3	10	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 C		1.8	11		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	11	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 D		0.4	1		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	12	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 E		0.3	1		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	13	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 F		0.7	1		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	14	剣淵町	南桜町	天塩川	ハンケハ オッハ川	梅原の沢		0.2	1		3		町道		道水産 林務部	検討中
3	15	剣淵町	南桜町	天塩川	小沢川	早田峠の沢		1.8	14		10		町道		道水産 林務部	検討中
3	16	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	イハノマツ沢 A		0.7	1		5		町道		道水産 林務部	検討中
3	17	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	イハノマツ沢 B		0.4	1		40		町道		道水産 林務部	検討中
3	18	剣淵町	東町	天塩川	剣淵川	東十線川	I 42- 0310		45		2	1	国道40号		道建設 部	
3	19	剣淵町	東町	天塩川	剣淵川	東九線川	II 42- 0320		66		1		—		道建設 部	
3	20	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川左1 の沢川	II 42- 0330		41		2		道道上土別 ビバカウソ線		道建設 部	
3	21	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	十四線川	II 42- 0440		36		1		町道		道建設 部	

※ 出典：「被害想定調査(災害危険区域現地調査)」の第1表～第6表、「旭川土木現業所管内土砂災害危険箇所図より該当項目を掲載。

第4章－別表4 危険物取扱所及び貯蔵所

(令和3年3月現在)

事業所名	所在地	電話番号	種類	数量
北ひびき農業協同組合剣淵 機関支所給油所	剣淵町仲町8番9号	34-2451	第1石油類 第2石油類	30,000ℓ 30,000ℓ
剣淵石油株式会社	剣淵町緑町9番1号	34-2458	第1石油類 第2石油類	30,000ℓ 30,000ℓ
有限会社ウシロ・サービス	剣淵町元町15番3号	34-2703	第1石油類 第2石油類	10,000ℓ 20,000ℓ
菜原プロパン店	剣淵町仲町6番4号	34-2623	LPガス	50kg×1本 8kg×6本 2kg×2本

第4章—別表5 重要水防施設（樋門、樋管）

（令和2年4月現在）

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住 所
1	剣淵川	右	刈分第3号樋管	剣淵町東町
2	剣淵川	右	刈分地区第2号排水樋函	剣淵町東町
3	剣淵川	左	剣淵川九線排水ひ門	剣淵町藤本町
4	剣淵川	左	斉藤排水樋門	剣淵町藤本町
5	剣淵川	左	桜井排水樋門	剣淵町藤本町
6	剣淵川	左	佐藤排水ひ門	剣淵町元町
7	剣淵川	左	5線排水樋門	剣淵町元町
8	剣淵川	左	小林樋門	剣淵町東町
9	剣淵川	左	杉山排水樋門	剣淵町元町
10	剣淵川	左	剣淵川斉藤排水樋門	剣淵町元町
11	剣淵川	右	刈分排水樋門	剣淵町東町
12	剣淵川	右	剣淵川剣淵橋上流樋門	剣淵町東町
13	剣淵川	右	東剣淵第2号樋管	剣淵町東町
14	剣淵川	右	泊排水樋門	剣淵町東町
15	剣淵川	右	東3線排水樋門	剣淵町東町
16	剣淵川	左	生出排水樋門	剣淵町元町
17	剣淵川	左	南剣淵第一排水樋管	剣淵町屯田町
18	剣淵川	左	山田排水樋門	剣淵町屯田町
19	剣淵川	右	満月排水樋門	剣淵町東町
20	剣淵川	右	佐藤排水樋門	剣淵町東町
21	剣淵川	右	今野排水樋門	剣淵町東町
22	剣淵川	右	高井樋門	剣淵町藤本町
23	パンケペオッペ川	右	第2号樋門	剣淵町屯田町
24	パンケペオッペ川	右	第3号樋門	剣淵町西岡町
25	パンケペオッペ川	右	吉田排水樋門	剣淵町屯田町
26	パンケペオッペ川	左	秋庭排水樋門	剣淵町屯田町
27	パンケペオッペ川	右	吉田上流排水樋管	剣淵町屯田町
28	パンケペオッペ川	左	南剣淵第2排水樋管	剣淵町屯田町
29	パンケペオッペ川	右	池田第1排水樋門	剣淵町南桜町

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住 所
30	パンケペオッペ川	右	パンケペオッペ安田排水樋門	劍淵町南桜町
31	パンケペオッペ川	右	第6号排水樋門	劍淵町屯田町
32	パンケペオッペ川	右	池田第2排水樋函	劍淵町南桜町
33	パンケペオッペ川	左	第三号排水樋門	劍淵町屯田町
34	パンケペオッペ川	右	吉田橋上流右岸排水樋管	劍淵町屯田町
35	パンケペオッペ川	右	北海橋下流排水樋門	劍淵町屯田町
36	犬牛別川	右	野口排水樋管	劍淵町藤本町
37	犬牛別川	右	池田排水樋管	劍淵町西原町
38	犬牛別川	左	菜原排水樋管	劍淵町西原町
39	犬牛別川	左	山田排水樋管	劍淵町西原町
40	犬牛別川	左	第三号排水樋管	劍淵町西原町
41	犬牛別川	左	九区一号排水樋管	劍淵町西原町
42	犬牛別川	右	中下2号排水樋門	劍淵町藤本町
43	犬牛別川	右	池田排水樋門	劍淵町藤本町
44	犬牛別川	右	池田排水樋管	劍淵町西原町
45	犬牛別川	右	11線川排水樋門	劍淵町西原町
46	犬牛別川	左	高橋排水樋管	劍淵町西原町
47	犬牛別川	右	佐藤樋門	劍淵町藤本町
48	犬牛別川	左	清水排水樋門	劍淵町西原町
49	犬牛別川	左	後藤排水樋門	劍淵町西原町
50	犬牛別川	右	尾崎排水樋門	劍淵町西原町
51	犬牛別川	右	西原一号排水樋門	劍淵町西原町
52	犬牛別川	右	西原二号排水樋門	劍淵町西原町
53	犬牛別川	左	国井樋門	劍淵町西原町
54	犬牛別川	左	佐々木樋門	劍淵町西原町
55	音無川	左	村岡排水樋門	劍淵町東町
56	音無川	右	音無川右岸排水樋函	劍淵町元町
57	六線川	右	海上排水樋門	劍淵町東町
58	六線川	右	右一号排水樋門	劍淵町東町
59	イパノマップ川	右	高橋排水樋管	劍淵町西原町
60	ペンケペオッペ川	左	菅井排水樋門	劍淵町南桜町
61	ペンケペオッペ川	左	池田樋門	劍淵町南桜町
62	小沢川	右	小沢川第一号右岸排水樋管	劍淵町西岡町

63	小沢川	左	小沢川第二号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
64	小沢川	左	小沢川第三号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
65	小沢川	右	小沢川第四号右岸排水樋管	劍淵町西岡町
66	小沢川	左	小沢川第八号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
67	小沢川	右	小沢川第五号右岸排水樋管	劍淵町西岡町
68	小沢川	左	小沢川第六号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
69	小沢川	右	小沢川第七号右岸排水樋管	劍淵町西岡町

第4章―別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧

1 水防用資機材の備蓄状況

(令和3年3月現在)

品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛矢	灯光器
数量	700	61	3	2	1

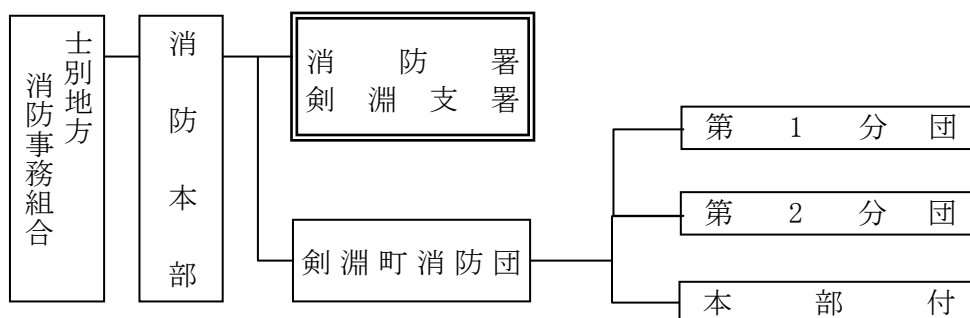
2 給水資機材の保有状況

(令和3年3月現在)

資機材名	数量	能力	保管場所
給水タンク	2	18 t	士別地方消防事務組合剣淵支署
ポリタンク	26	18ℓ	防災物品庫

第4章―別表7 消防組織

1) 士別地方消防事務組合



2) 消防職員配置 (条例定数 8 人)

(令和3年3月現在)

区別	階級別						計
	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
剣淵支署	1	2	2		3	8	

3) 消防団員配置 (条例定数 45 人)

(令和3年3月現在)

階級別	階級別							計
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
計	1	1	2	2	2	4	31	40

第4章—別表8 消防施設整備状況

1) 車輛

(令和2年4月現在)

種類	台数
水槽付消防ポンプ自動車	2台
小型動力ポンプ積載車	1台
指令車	1台
小型動力ポンプ付水槽車	1台

2) 消防水利施設

(令和2年4月現在)

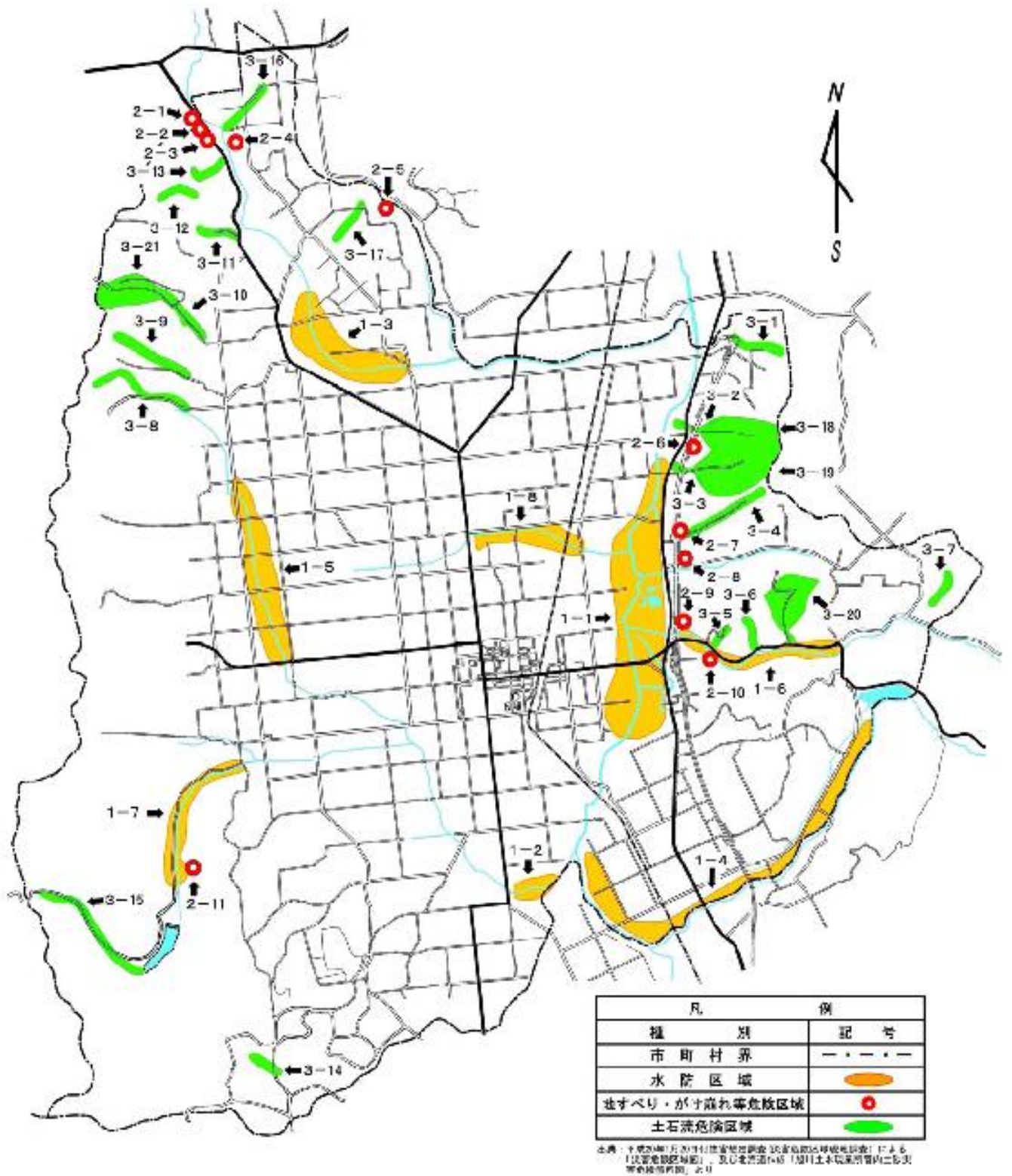
地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓
西町	6	4	屯田町	1	
緑町	3	4	旭町		1
仲町	7	8	西岡町		3
元町	4	8	西原町	2	
			東町	1	

3) 資機材

(令和2年4月現在)

区分	種類	数量	区分	種類	数量
救助器具	救命胴衣	8	救助器具	ペダルカッター	1
	PPFD(浮力7kg以上のライフジャケット)	5		消防ホース 町野 50mm	68
	スローバック	3		消防ホース 町野 60mm	104
消防用器具	耐電手袋	4	消火器具	背負式消火器具	7
	耐電長靴	2		組立水槽 2,500ℓ	1
	空気呼吸器	5		小型動力ポンプ	2
	空気ボンベ	12		泡ノズル	1
	エアマイティ	1		照明器具	発電機(移動)投光器
	チェンソー	2	消火器具	分岐管	2
	エンジンカッター	2		梯子(2連)	3
	ロープ 100m	1		梯子(3連)	2
	ロープ 50m	1		水損防止シート	1
	救助用バスケット	1		熱画像直視装置	2
	平担架	1	消火薬剤	泡原液(合成界面活性剤)	210
	携帯用コンクリート破壊器具	1	油処理剤	油吸着マット	115枚
	電動油圧救助器具(カッター)	1		油処理剤(オイルゲータ)	600
	電動油圧救助器具(スプレッター)	1		油処理剤(アースクリーン)	320
	電動油圧救助器具(ラムシリンダー)	1	その他	エアークンプレッサー	780
	大型油圧救助器具(カッター)	1		プローブ(ゾンデ棒)	10
	大型油圧救助器具(スプレッター)	1		スノーボード	1
大型油圧救助器具(ラムサポート)	1	可燃性ガス測定機		1	

第4章—別図1 災害危険図



第5章—別表1 被害状況の判定基準

(北海道の災害情報等報告取扱要領 別表4)

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。</p> <p>1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	半 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 施 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
④ 農業被害	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	下水道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	公園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑥ 水産被害	漁船	<p>動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。</p> <p>1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。</p> <p>2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。</p>
	漁港施設	<p>外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑥ 水産被害	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判断基準	
⑬ その他	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

第5章一別表2 指定緊急避難場所及び指定避難所

令和3年4月現在

施設・場所	所在地	電話番号	指定緊急避難場所 (対象とする異常な現象の種類)				指定 避難所
			洪水・ 内水氾濫	崖崩れ・ 土石流・ 地滑り	地震	大規模な 火災	
剣淵町民センター	仲町 37 番 1 号	34-2121	○		○	○	○
剣淵小学校	西町 23 番 1 号	34-2116	○		○	○	
剣淵中学校	西町 20 番 1 号	34-2211	○		○	○	
剣淵高等学校	仲町 22 番 1 号	34-2549	○		○	○	
B & G 海洋センター体育館	仲町 21 番 1 号	34-2246	○		○	○	
剣淵町健康福祉総合センター	仲町 28 番 1 号	34-3955	○		○	○	○ (福祉)
元町自治会館	元町 6 番 11 号		○			○	
南桜町自治会館	南桜町 506 番地		○			○	
旧第 5 区公民館	南桜町 1496 番地		○			○	
西岡町農業研修館	西岡町 1201 番地		○			○	
西岡町自治会館	西岡町 1918 番地		○			○	
西原地区農業研修館	西原町 3083 番地		○	○		○	
西原東地区集会所 (旧 第 9 区公民館)	西原町 721 番地		○			○	
東地区農業研修館	東町 2411 番地 1		○	○		○	
東町南地区会館	東町 1132 番地		○	○		○	
藤本町自治会館	藤本町 1575 番地		○	○		○	
剣淵小学校グラウンド	西町 23 番 1 号				○	○	
剣淵中学校グラウンド	西町 20 番 2 号				○	○	
剣淵高等学校グラウン ド	仲町 22 番 2 号				○	○	
剣淵町平波球場	元町 254 番地				○	○	
西原学園グラウンド	西原町 3083 番地				○	○	
道の駅絵本の里けんぶ ち	東町 2420 番地	34-3811	○	○	○	○	
東地区農業研修館緑地 公園	東町 2411 番地 1				○	○	
桜岡公園キャンプ場	東町 5123 番地				○	○	

第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地

(令和3年3月現在)

管内	小学校区	場	所	住	所	緯	度	経	度
上川	剣淵町	剣淵小学校グラウンド		剣淵町西町 23 番 1 号		北緯	44 度 5 分 57 秒	東経	142 度 21 分 15 秒
上川	剣淵町	剣淵中学校グラウンド		剣淵町西町 20 番 2 号		北緯	44 度 6 分 8 秒	東経	142 度 21 分 9 秒
上川	剣淵町	剣淵高等学校グラウンド		剣淵町仲町 22 番 2 号		北緯	44 度 6 分 11 秒	東経	142 度 21 分 48 秒
上川	剣淵町	剣淵平波球場		剣淵町元町 254 番地		北緯	44 度 5 分 50 秒	東経	142 度 22 分 4 秒
上川	剣淵町	桜岡公園多目的運動広場		剣淵町東町 5245 番地		北緯	44 度 5 分 37 秒	東経	142 度 25 分 32 秒

第5章－別表4 車両確保の現況

1 町有車両の現況

(令和3年3月現在)

車	種	台数(台)	所属(管理)課	
			所属(管理)課	台数(台)
乗用車		10	総務課	4
			健康福祉課	2
			教育課	2
			町づくり観光課	2
軽自動車		4	総務課	1
			健康福祉課	1
			教育課	1
			町づくり観光課	1
ライトバン		4	総務課	1
			農林課	1
			住民課	1
			健康福祉課	1
バス		7	総務課	6
			町づくり観光課	1
貨物自動車		2	教育課	2
小型貨物車		6	総務課	1
			健康福祉課	1
			教育課	3
			町づくり観光課	1
軽トラック		2	教育課	1
			町づくり観光課	1
ワゴン車		7	総務課	2
			教育課	3
			健康福祉課	1
			診療所	1

第5章―別表5 AED（自動体外式除動機）の設置箇所

(令和3年3月現在)

設 置 施 設	設 置 箇 所	住 所	電 話 番 号
町民センター	1階ロビー	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
士別地方消防事務組合剣淵支署	団員室内	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2132
士別地方消防事務組合剣淵支署（貸出用）	事務所前	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2132
健康福祉総合センター	ロビー	剣淵町仲町28番1号	0165-34-0955
剣淵小学校	職員室内	剣淵町西町23番1号	0165-34-2116
剣淵中学校	職員室内	剣淵町西町20番1号	0165-34-2211
剣淵高等学校	職員室内	剣淵町仲町22番1号	0165-34-2549
絵本の館	ロビー	剣淵町緑町15番3号	0165-34-2624
B&G海洋センター	ロビー	剣淵町仲町21番1号	0165-34-2675
武道館	ロビー	剣淵町仲町16番1号	0165-34-2818
屋内ゲートボール場	ロビー	剣淵町仲町21番1号	0165-34-2675
道の駅	地場産品コーナー前	剣淵町東町2420番地	0165-34-3811
レークサイド桜岡	ロビー	剣淵町東町5141番地	0165-34-3100
剣淵町保育所	ロビー	剣淵町西町4番1号	0165-34-2644
学童保育所	事務室	剣淵町西町23番2号	0165-34-2333

第9章－別表1 災害応急金融計画

(平成31年度)

融資の名称		内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	単身世帯 月額150,000円以内 複数世帯 月額200,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内 無利子（連帯保証人が設定できない場合：年1.5%）		
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内（生活支援費と併せて貸し付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）			
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的用途は別表参照）	5,800,000円以内 （ただし、用途目的に応じ別表を参照）	6か月以内	20年以内 （ただし、用途目的に応じ別表を参照）	無利子（連帯保証人が設定できない場合：年1.5%）	
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付けする費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子	
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6か月以内	20年以内 （貸付額による期間の目安あり）	無利子	
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	高等学校				月額35,000円以内
				高等専門学校				月額60,000円以内
				短期大学				月額60,000円以内
	大学			月額65,000円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	（土地価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内					
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。								

融資の 名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	(福祉資金福祉費別表)			
	使途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲 食、文具販売、菓子小売業 等、母子・父子福祉団体に おいては政令で定める事 業）を開始するのに必要 な設備費、什器、機械等の 購入資金	2,870,000 団体 4,320,000		1年	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる事業（母 子・父子福祉団体につい ては政令で定める事業）を継 続するために必要な商品、 材料等を購入する運転資 金	1,440,000		6ヶ月	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	修学 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校 （専門課程） 大学 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修学校 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般課程） 48,000	就学期間中	当該学 校卒業 後6か 月	20年以 内 専修学 校（一 般課 程）は 5年以 内	無利子 ※親に 貸付け る場合 児童を 連帯借 受人と する （連帯 保証人 は不要）。 児童に 貸付け る場合 親等を 連帯保 証人と する。

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は 会社等に就職するため に必要な知識、技能を習 得するために必要な資 金（例 訪問介護員 ワ ープロ、パソコン、栄養 士等）	一般）月額 68,000 特別）一括 816,000 （12月相当） 運転免許 460,000	知識技能を 習得する期 間中5年を こえない範 囲内	知識技 能習得 後1年	20年 以内	保証人 有：無 利子 保証人 無：年 1.0%
	修業 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童寡婦が扶養す る子	事業を開始し又は就職 するために必要な知識、 技能を習得するために 必要な資金	一般）月額 68,000 特別）一括 460,000 （注）修業施設で知 識、技能習得中の児 童が18歳に達した ことにより児童扶 養手当等の給付を 受けることができ なくなった場合、上 記の額に児童扶養 手当額を加算	知識技能を 習得する期 間中5年を こえない範 囲内	知識技 能習得 後1年	20年 以内	修学資 金と同 様
	就職 支度 資金	母子家庭の母又 は児童 父子家庭の父又 は児童 父母のいない児 童寡婦	就職するために直接必要 な衣服、履物等及び通勤 用自動車等を購入する資 金	（一般）100,000 （特別）330,000		1年	6年 以内	親に係 る貸付 の場合 保証人 有：無 利子 保証人 無：年 1.0% 児童に 係る貸 付の場 合修学 資金と 同じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母又 は児童（介護の場 合は児童を除く） 父子家庭の父又 は児童（介護の場 合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療 を受ける期間が1年以内 の場合に限る）を受ける ために必要な資金	【医療】 340,000 （特別） 480,000 【介護】 500,000		6か月	5年 以内	保証人 有：無 利子 保証人 無：年 1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している 間の生活補給資金 ----- 医療若しくは介護を受け ている間の生活補給資金 ----- 母子家庭又は父子家庭に なつて間もない（7年未 満）者の生活を安定・継続 する間に必要な生活補給 資金 ----- 失業中の生活を安定・継 続するのに必要な生活補 給資金	月額 （一般）105,000 （技能）141,000	知識技能を 習得する期 間中5年以 内 ----- 医療又は介 護を受けて いる期間中 1年以内 ----- 252万円を限 度 ----- 離職した日 の翌日から 1年以内	知識技 能習得 後6か 月 ----- 医療若 しくは 介護終 了後6 か月 ----- 貸付期 間満了 後6か 月	20年 以内 ----- 5年 以内 ----- 8年 以内 ----- 5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改 築し、増築し、建築し、又 は購入するのに必要な資 金	（一般）1,500,000 （特別）2,000,000		6か月	6年 以内 特別は 7年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅 の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するために必要 な被服等の購入に必要な 資金	小学校 63,100 中学校 79,500 高等学校等 公立(自 宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自 宅)370,000 (自宅外)380,000 私立(自 宅)580,000 (自宅外)590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者(自 宅)150,000 (自宅外)160,000 ※高等学校卒業 者(自 宅)272,000 (自宅外)282,000		6 か月	20 年 以内 修業 5年 以内	修学資 金と同 様
結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家 庭の父が扶養する児童、 寡婦が扶養する20歳以上 の子の婚姻に際し、必要 な資金	300,000		6 か月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保 証 人 無：年 1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	<p>実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。</p> <p>対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。</p> <p>貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦 年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む〕		
③ ①と②が重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む〕		
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む〕		
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方					
	(2) ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)購入	補修
	融資対策	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上) 175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上) 175㎡以下	
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,650万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,320万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,630万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 移転資金 440万円 整地資金 440万円
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円		
返済期間	耐火準耐火木造(耐久性)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内	20年以内	
	木造(一般)	25年以内	25年以内	リユース住宅・マンション 25年以内		
	据置期間	3年以内				1年以内 (返済期間に含む)
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.63% 特例加算額 年1.53%				
	補修の場合	年0.63%				
		(平成27年4月20日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間	り災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。)
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000万円)以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)
	償還期間	10年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.08%(R元.7.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金用途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期限	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利息	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金用途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の 80% に相当する額 イ 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期限	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.08% (R 元. 7. 19 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
水産業施設資金 (災害復旧)	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額
	貸付期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	0.16% (H29. 4. 19 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 30年以内（20年以内の据置期間含む） 0.90～2.00%
樹苗養成施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.16～0.25%（H29.4.19現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額） 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.16～0.30%（H29.4.19現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.08%（R元.7.19現在）
共同利用施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.08%（R元.7.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資 資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「経営環境変化 対応貸付【災害復 旧】」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融 資 対 象	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの 					
	資 金 使 途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融 資 金 額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）					
	融 資 利 率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.0%</td> <td>年1.0%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.2%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.0%	年1.0%	10年以内 年1.2%
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.0%	年1.0%						
10年以内 年1.2%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる						
信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方) 		<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 ・前年の総所得が600万円以下の方 ・前年の総収入が150万円以上の方 	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120万円以内			100万円以内
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8年以内		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%			年0.60%
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる		北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害 <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯① に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯② に該当)</th> <th>長期遊離 (支給対象世帯③ に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期遊離 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期遊離 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	(1) 申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2) 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

様式

第3章—様式1 気象通報受理簿

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	グループ長	係 長	係	合 議
発信日時	年 月 日			午前 午後	時 分	電話・電報・防災無線 その他（ ） 連絡	
発信者				受信者	印		
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	発表機関	
受 理 事 項							
処 理 方 法							

第5章—様式1 災害情報

北海道への災害報告様式

(北海道災害情報等報告取扱要領 別表1)

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局、 市町村名等)		受信機関 (総合振興局、 市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の 状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数

	(救助実施内容)
--	----------

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(1) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第5章—様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

（北海道災害情報等報告取扱要領 別表2）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重症	人				砂防設備	箇所		
	軽症	人				地すべり	箇所		
計	人	急傾斜地				箇所			
			道路			箇所			
			橋梁			箇所			
			小計		箇所				
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
	人	橋梁		箇所					
	半壊	棟		小計	箇所				
		世帯		港湾	箇所				
	一部破損	棟		漁港	箇所				
		世帯		下水道	箇所				
	床上浸水	棟		公園	箇所				
		世帯		崖くずれ	箇所				
	床下浸水	棟		計	箇所				
世帯									
計	棟								
	世帯								
	人								
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		その他	棟			破損	隻		
	半壊	公共建物	棟			計	隻		
	その他	棟	漁港施設		箇所				
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所			
	その他	棟	その他施設		箇所				
			漁具（網）		件				
			水産製品		件				
			その他		件				
			計						
④農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計		箇所			
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地		箇所			
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林道		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
	その他	箇所		その他	箇所				
	計		小計	箇所					
		計	箇所						

項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所	
火 葬 場	計	箇所		鉄道施設		箇所		
		箇所		被害船舶(鯨除く)		隻		
⑨商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸		—
	その他	件		電 話		回線		—
	計	件		電 気		戸		—
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所		ガ ス		戸		—
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所		
	高 校	箇所		都市施設		箇所		
	計	箇所		計		—		
公共施設被害市町村数				被害総額				
り災世帯数				火災発生	建 物	件		
り災者数					危 険 物	件		
消防職員出動延人数				消防団員出動延人数				
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局)							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難場所の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか								

第5章—様式3 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）

別表 第1号様式

従事第号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従事を命ずる。 協力 年 月 日 処分権者 ㊟												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">従事すべき業務</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき期間</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき日時</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第2号様式

保管第号 公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考															
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。 年 月 日 処分権者 ㊟																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）に かかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付 する。 年 月 日 処分権者 ㊟
変更した処分の内容 <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 5px;"></div>

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	㊟

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日交付	
劍淵町長	㊟
交付責任者	㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

第5章—様式4 避難所受入台帳（避難所）

（剣淵町 避難所： ）

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

第5章—様式5 避難所設置及び受入状況（剣淵町）

剣淵町

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区別に合計しておくこと。

第5章—様式6 規制の標識等



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。

標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5章—様式7 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 北海道公安委員会 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		出 発 地
		目 的 地
備 考		

備 考 用紙は日本工業規格A5とする。

第5章—様式8 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

剣淵町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校	高等学校
全 壊（焼）														
流 失														
半 壊（焼）														
床上（下）浸水														

第5章—様式9 物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

劍淵町

世帯	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
	円				円				円								
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																	

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、道（都府県）調達分と町（市村）調達分を明らかにしておくこと。

第5章—様式10 物資受払簿

品目	年月日	摘要	単位呼称	劍淵町		
				受	払	残
				備	考	
計	道調達分					
	町調達分					

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

第5章—様式11 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水			女	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所

世帯主 氏名

印

連絡先(避難所・電話番号等)

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

注) リ災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

第5章—様式12 物資の給与状況

年 月 日 時現在

剣淵町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

第5章—様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時：	年 月 日 時 分
-------	-----------

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関	剣 淵 町 役 場						
		担当者職氏名							
		連 絡 先	TEL				FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況								
	措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希望する活動内容				
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特 記 事 項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)						
必 要 と す る 資 機 材					現地での資機材確保状況				
					特 記 事 項				
傷 病 者 の 搬 送 先					救急自動車等の手配状況				
他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名)			(職・氏名)				
無線連絡方法		(周波数)							Hz
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齡	所 属	職	氏 名	年 齡	備 考

第5章—様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(第 報)

要請年月日		年	月	日	時	分
1	要請市町村名	劍淵町	電話	FAX		
	担当者	課名	職名	氏名		
2	依頼病院名	電話	FAX			
	所在地					
	担当者(医師名)		医師	氏名		
3	受入れ医療機関					
	所在地					
	電話		FAX			
	受入れ医療機関の了承		有・無			
4	患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
		体 重	kg	職業		
	住所					
	病名		現状			
	経 過					
5	付添搭乗者(医師、看護師の所属：依頼病院・受入医療機関)					
氏名	医 師		年齢	歳	体重	kg
	看護師		年齢	歳	体重	kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重	kg
6	運航上の必要事項					
	(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
	①点滴(規格	×			、重量	g)
	②保育器(規格 H	×W	×L		、重量	g)
	③酸素吸入器(規格	×			、重量	g)
	④その他(名称		規格	×	、重量	g)
	(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
	①依頼病院	kg		kg		kg
	②受入れ医療機関	kg		kg		kg
現地離着陸場			メモ			

注) 市町村は1～6の項目を記載の上要請すること。

第5章—様式15 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊災害派遣要請要求書

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様
(上川総合振興局長)

剣 淵 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、下記のとおり災害の状況及び派遣を要請する事由により自衛隊の災害派遣要請を要求いたします。

記

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を必要とする期間

年 月 日 時 ~ 年 月 日 時

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

区域 (区域図を添付のこと)

活動内容

(4) 派遣部隊が展開できる場所

(5) その他参考となる事項 (作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等)

連絡責任者 市町村名

職名

氏名

電話番号

(課 係)

第5章—様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊災害派遣撤収要請要求書

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様
(上川総合振興局長)

剣 淵 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求について

年 月 日付け 第 号をもって要請を要求した自衛隊の災害派遣につきましては、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請を要求します。

記

年 月 日 時

(課 係)

劍淵町地域防災計画
— 資料編 —

平成21年10月
令和3年4月改訂
劍淵町防災会議
事務局 劍淵町総務課